

令和2年度 過剰木材在庫利用緊急対策事業 【林野庁補助事業】

事業の目的

通常木材が使われない公共施設や公共の場に設置される外構部等における木材の活用を通じて輸出の停滞により行き場のなくなった輸出向け原木を有効活用するための取り組みを支援します。

対象となる施設

- ・ 公共建築物等木材利用促進法に基づく公共施設（学校、保育園、病院、老人ホーム、駅、庁舎等）
- ・ 災害対策基本法に基づく指定公共機関の施設
- ・ 公共の用に供する場に設置される外構（公園等の塀や柵、デッキ、遊具等）

支援水準

工務店等の施工者が木材を活用する際の経費について支援
（詳細は公募要領にて）

助成金額の例

- ・ 構造材 延床面積に39,000円/m²を乗じた金額
- ・ 内装材 内装材利用面積に12,000円/m²を乗じた金額
- ・ 外構材 外構利用延長に17,500円/mを乗じた金額
（詳細は公募要領にて）

【スケジュール】

事業申請の締切：10月30日(金)

助成金申請の締切：2月26日(金)

詳細は、一般社団法人 全国木材組合連合会のウェブサイトにて

過剰木材

検索

<https://mokuzai-zaiko.jp/>

愛媛県の窓口は、一般社団法人 愛媛県木材協会です。

電話 089-948-8973

FAX 089-948-8974